| | | | |
|---|---|---|---|
| | 電話番号 | | |
| | 法人番号（法人の場合） | | |
| 保守点検及び維持管理計画（注１６） | | | □別紙あり |
| 解体等に要する費用（注９） | □　外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） | | 複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること |
| 自家消費等計画（注１７） | 当該発電設備における発電電力量の見込み | ｋＷｈ/年 | 第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること |
| | 自家消費等の量の見込み | ｋＷｈ/年 | |
| | 自家消費等の用途 | | |
| | 前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合） | ｋＷｈ/年 | |
| | 自家消費等の比率 | ％ | |

| | | |
|---|---|---|
| 遵守事項（注１８） | 事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注１９） | □ |
| | 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。 | □ |
| | 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。 | □ |
| | 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 | □ |
| | この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注２０） | □ |
| | 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 | □ |
| | 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 | □ |
| | この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。 | □ |

| | 書類の種類 | 書類名 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 添付書類 | ①印鑑証明書（注２１） | | |
| | ②インボイス発行事業者の登録通知書の写し（注２２） | | |
| | ③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２１） | | |
| | ④土地の取得を証する書類等（注２３） | | |
| | ⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２４） | | |
| | ⑥構造図（注２１）（注２５） | | |
| | ⑦配線図（単線結線図）（注２５） | | |
| | ⑧接続の同意を証する書類の写し | | |
| | ⑨その他１ | | |
| | ⑩その他２ | | |
| | ⑪その他３（注２６） | | |

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注５）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注６）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注７）　発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合は様式第１の２、５０ｋＷ以上となる場合は様式第１により申請すること。

（注８）　全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注９）　第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。
なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業として認定を受ける場合は、解体等に要する費用を、外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。）の方法により積み立てるものとする。

（注１０）太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

（注１１）配線方法は次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

（注１２）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、押し上げ効果の有無を記載すること。

（注１３）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。

（注１４）当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１５）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日